特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳の交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、身体障害者手帳の交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和6年7月11日

I 関連情報

1 闵建侗和						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	身体障害者手帳の交付事務					
②事務の概要	・身体障害者福祉法等の規定により、身体障害者手帳の交付申請、再交付申請、記載事項変更届、返還届等の受理、進達等の事務を行う。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①申請書、届出書の記載内容の確認 ②手帳情報の確認、管理 ③進達事務 ④手帳移管業務に必要な各種情報の照会					
③システムの名称	・障害者福祉システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						
・身体障害者ファイル						

3. 個人番号の利用

1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日 法律第27号)(以下「番号法」という。)

・番号法第9条第1項 別表20の項

法令上の根拠

2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

 (1)実施の有無
 (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 2) 実施しない 3) 未定

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署

 ①部署
 福祉部福祉課

 ②所属長の役職名
 福祉課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

〒718-8501

岡山県新見市新見310-3

新見市役所総務部総務課総務係

電話:0867-72-6204

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒718−8501

連絡先

岡山県新見市新見310-3

新見市役所福祉部福祉課障害者福祉係

電話:0867-72-1407

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未	₹満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評値	西書の種類				
	項目評価 施機関に [:]		重点項目評	平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	Ì
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除く	(。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[O]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供		Y.
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接網	続しない(入手) [〇]接続しない(提供	ŧ)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変 更固定			1 - 11 - 15		
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 5.評価実施期間 における担当部署 ②所属長	福祉課長 田枝 修己	福祉課長 髙瀬 広視	事後	人事異動
平成28年5月2日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成27年3月17日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成27年3月25日時点	平成28年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	実施する	実施しない	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連	番号法第19条第7項 別表第2の16		事後	
平成29年5月15日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	I 関連情報 5.評価実施期間 における担当部署 ②所属長	福祉課長 髙瀬 広視	福祉課長 吉田 征弘	事後	人事異動
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月15日	I 関連情報 5.評価実施期間 における担当部署 ②所属長	福祉課長 吉田 征弘	福祉課長 武田 義和	事後	人事異動
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月18日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月18日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 関連情報 5.評価実施期間 における担当部署 ②所属長	福祉課長 武田 義和	福祉課長 清水 健治	事後	人事異動
令和4年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の11の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表20の項	事後	番号法改正に伴う修正
		2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5 号) 第11条	2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条		
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	福祉課長 清水 健治	福祉課長	事後	
令和6年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	IIしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正